

【原著】

## 学生相談室の利用状況と今後の課題

松高 由佳・濱田さつき・鈴木 秀規

The Use of a Student Counseling Room and its Future Development

Yuka Matsutaka, Satsuki Hamada and Hidenori Suzuki

### 1. はじめに

#### 1) 学生相談体制の充実化の必要性とその背景

学生相談とは、「学生が『ニーズを感じた時点』で『個別相談』を中心とする丁寧なコミュニケーションを通じて『全人的に』育てていく機能を有するもの」と定義される（日本学生支援機構，2007）。「学生支援」が教育及び支援活動における相談機能全般を、「学生相談」はカウンセラーによる心理的・専門的援助活動を指す，という狭義の捉え方と，前者も含め「学生相談」であるという広義の捉え方がある。

近年，学生が抱える心理・精神的問題の多様化にともない，高等教育機関における学生相談体制充実の必要性が高まっている。就職状況の厳しさによる学生の心理的負担など，社会的状況との相互作用による問題も顕在化している。鈴木（2013）は，近年の学生相談に関する研究の動向を分析するため文献レビューを行った。この中では，2012年度に発表された学生相談に関する研究論文として発達障害を持つ学生の相談・支援に関する研究，身体障害を持つ学生の相談・支援に関する研究，過食嘔吐や自傷行為等の精神的症状を抱える学生の支援に関する研究，災害時の学生相談機関の役割に関する研究，学生ライフサイクルの視点による学生の心理的理解に関する研究，留学生のメンタルヘルス支援の研究など，多様な課題に関する論文が挙げられた。学生相談が直面する可能性のある心理的問題は多種多様に広がっていると考えられる。しかしながら，日本学生相談学会では，いまだ多くの大学で学生相談体制が整備されていないことを問題として，学生相談体制を充実させるための「学生相談機関充実イメージ表」（福盛ほか，2014）の開発に取り組んでいる。

学生が悩みを相談できる場が保障されていることは，学生が安心して大学生活を送り，学びを深め成長していくための基盤である。さらに，学生のメンタルヘルス支援は大学の危機管理という意味でも非常に重要である。それは，メンタルヘルスが非常に悪化した学生の中には自傷他害を起さざるを得ないほど追いつめられる者もいるためである。最悪の場合は自死に至る可能性も否定できず，そうした事態をいかに防いでいくのかは我々にとって大変重要な課題である。

#### 2) 広島文教女子大学（本学）における学生相談体制

本学で最初に「学生相談室」が開設されたのは昭和63年であり，平成16年に学生相談室報告書「学生相談」が初めて発行されるに至った。相談活動の自己点検を確かに行い，より有効な活動につなげていく必要性，そして教職員全体に学生相談への理解と関心を深める必要性と気

運が高まってきた時期であったと考えられる。同年には初めて、学生相談専従の臨床心理士のカウンセラーが非常勤で配置された。

その後は、概ね臨床心理士等のカウンセラー（非常勤もしくは他部署兼任）が1～2名、保健室の看護師（常勤）1名で主として心理相談に応じ、各学科および事務系の教職員数名が運営委員・相談員として携わる体制が平成24年度まで続いた。常勤看護師以外の学生相談カウンセラーが学生相談室に居る頻度は、平成16年度は週1日3時間であったが、平成18年度～平成20年度は週3日と増加した。精神科医が配置されたことはなく、必要に応じて外部医療機関等へ紹介することで対応してきた。

また、学生相談室のカウンセラー・スタッフだけではなく、全学の教職員が学生の心理的問題への理解を深め適切に対応していけるようになることも、非常に重要である。そのため学生相談室はこの間に年1～2回、教職員を対象とした学生相談に関する研修会も継続して行ってきた。

ところで、平成25年度には本学の学生相談室に一つの大きな転機があった。それは、学生相談専任のカウンセラー（常勤の臨床心理士）が初めて配置されたことと、それに伴う相談室の増室（1室から2室へ）である。平成24年度は非常勤のカウンセラー1名と、学内の他部署の臨床心理士1名が兼任で学生相談のカウンセラーとして活動していたため、この2名で日時を違えて1室の相談室を使用する形であり、相談室にカウンセラーが常駐しているという形ではなかった。しかし、それまで他部署と兼任であった臨床心理士のカウンセラーが、平成25年度には学生相談の専任という位置づけになった。十分な学生相談活動を行うためカウンセラーの相談対応時間を増加させ、さらに専任カウンセラーを常駐させることは、長年の課題の一つであった。福盛ほか（2014）の研究においても、学生相談機関充実の指標の一つとしてカウンセラーの常駐化（専任化）が挙げられている。

このように、本学で学生相談カウンセラーが専任化されたことは好ましいことであるが、その成果については検討を重ね、さらなる学生相談体制の充実化を目指していくことが必要である。

## 2. 目 的

そこで、本研究では学生相談室カウンセラーの専任化・常駐化、および相談室増室前後の来談状況を比較することで、学生相談室における相談活動の実状と今後の課題を考察する。

## 3. 方 法

学生相談室のカウンセラー、看護師、その他の運営委員の教職員が相談を受けたケースについて、平成24年4月～平成25年3月までの統計を平成24年度データ、平成25年4月～平成26年3月までの統計を平成25年度データとして収集し比較した。このうち、「来談者実数」、「来談延べ回数」、「主な問題（学生）」、「月別来談状況」について分析した。本来ならば例えば過去5年間といった形で、ある程度まとまった年数のデータで推移を検討すべきであるが、学生相談室運営委員会での協議により平成24年度以降のデータ集計方法がより適切と思われる方法に変更されたため、それより前のデータと同列に扱うことは適切ではないと判断した。よって、本研究では平成24年度と平成25年度の2年間のデータを分析対象とした。

## 4. 結果と考察

### 1) 年間来談者数（表1，図1）

在籍学生（以後、院生含む）の年間来談実数の合計は平成24年度50名，平成25年度63名であった。学生の来談率を当該年度の5月時点での総学生数（院生を含む）を分母として算出したところ，平成24年度は4.0%，平成25年度は4.9%であった。日本学生相談学会による2012年度の調査では，高等教育機関の学生相談機関のうち在籍学生数1001人以上5000人以下の規模の大学における平均来談率は4.4%，1000人以下の規模の大学では8.3%であった（早坂ほか，2014）。来談率は小規模校になるほど高くなる傾向にあるのだが（吉武ほか，2010），これを一つの基準と考えれば，在籍学生数1200名程度の本学における来談率は，平成24年度より平成25年度のほうが高かったとはいえ，もう少し上がることが望ましいであろう。

その他（保護者，教職員，連携機関）の来談実数合計は平成24年度30名，平成25年度38名であった。平成24年度の総来談者実数は80名，総来談述べ回数は508回，平成25年度の総来談者実

表1 平成24年度，25年度の来談実数，来談率（学生），および来談述べ回数

	平成24年度		平成25年度			
	来談実数	%	来談 述べ回数	来談実数	%	来談 述べ回数
学生						
1年生	14	(4.5%)	65	12	(3.5%)	66
2年生	13	(3.9%)	138	11	(3.6%)	26
3年生	14	(4.7%)	92	16	(4.8%)	230
4年生	9	(3.0%)	158	22	(7.2%)	145
大学院生	0	(0.0%)	0	2	(20.0%)	4
卒業生等	0		0	0		0
学生計	50	(4.0%)	453	63	(4.9%)	471
その他						
保護者	8		22	14		24
教職員	21		31	23		32
連携機関	1		2	1		2
その他計	30		55	38		58
総計	80		508	101		529

※（ ）内の比率は，各年5月1日における入学年度在籍学生数に対する比率

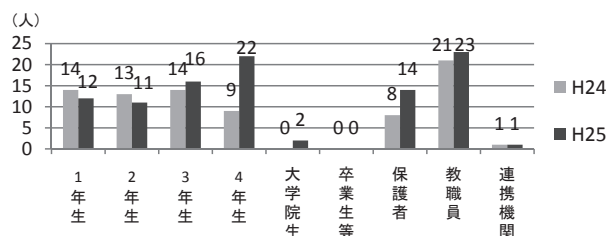


図1 H24年度・H25年度の来談者実数

数は101名，総来談述べ回数は529回であった。学生についても，その他の来談についても，24年度に比べ25年度は実数・延べ回数の両方でやや増加の傾向がみられた。先述の早坂ほか(2014)による報告では，在籍学生数1001人以上5000人以下の規模である大学の来談者述べ回数は年間平均645.4人，1000人以下の規模の大学においては年間平均290.3人であり，規模が小さくなるほど来談延べ回数も減少する傾向にあった。これを一つの基準と考えれば，本学における来談延べ回数は遜色のない水準といえるだろう。

来談実数については，さらにグラフ化し検討したところ(図1)，4年生と保護者の来談実数の伸びが顕著であった。他の学年の学生についてはほぼ同数であった。教職員については実数・延べ数ともに両年度でほとんど変化がなかった。

## 2) 月別来談状況の推移

図2に平成24年度の月別来談状況を，図3に平成25年度の月別来談状況をまとめた。この図に示したのは学生，保護者，教職員等すべての来談者を含む述べ来談回数である(卒業生等は両年で0件のため省略した)。

これらを並べて見ると，平成24年度はおおまかな傾向として右下がりの傾向があり，どちらかというと前期には相談対応数の盛り上がりが強くと，夏休みを挟んで後期は前期に比べ来談延べ回数減少の傾向がみられた。来談延べ回数に関しては過去の集計方法も変わっていないため，過去の学生相談活動報告書を参照すると平成15年度～23年度の間の後期の来談延べ回数が減少する傾向は，平成16年度と平成23年度を除く全ての年度でみられた(広島文教女子大学学生相

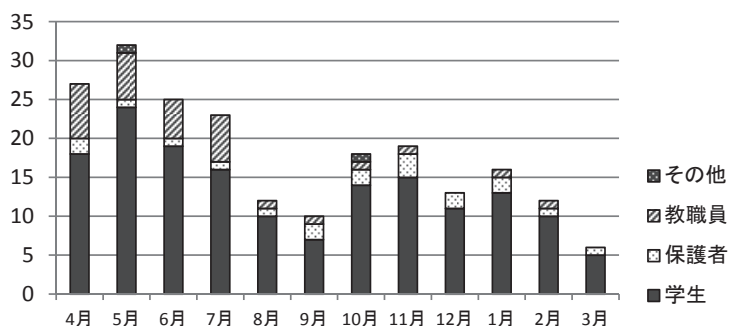


図2 平成24年度月別来談延べ回数

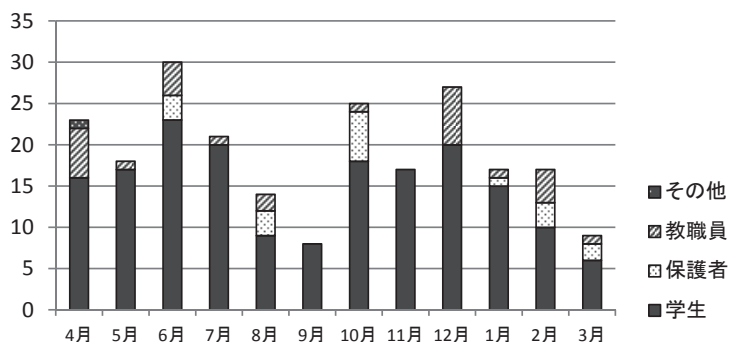


図3 平成25年度月別来談延べ回数

学生相談室の利用状況と今後の課題

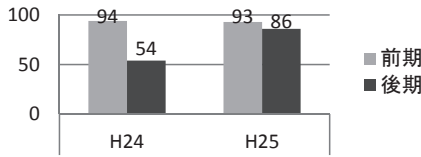


図4 年別にみた前期・後期の来談延べ回数 (学生)

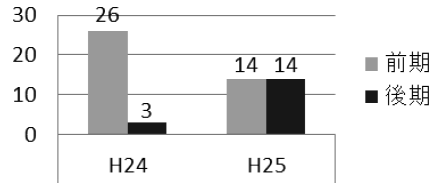


図5 年別にみた前期・後期の来談延べ回数 (教職員)

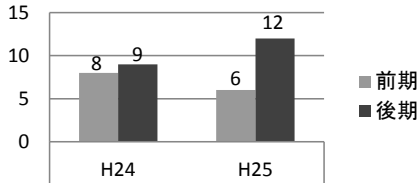


図6 年別にみた前期・後期の来談延べ回数 (保護者)

談室, 2003, 2006, 2007, 2010, 2012)。これに対して平成25年度はグラフの波形が異なっており、後期も長期休暇中以外は前期とあまり変わらない相談対応数であったことが読み取れる。

さらに来談状況の推移の特徴を検討するため、年別にみた前期・後期の来談延べ回数を図4～6にまとめた。これにより、特に学生と教職員について、平成24年度は前期と比較して後期の来談延べ回数が大幅に減少していたのに対し、平成25年度には前期も後期もある程度一定の相談活動が展開されたことが示された。こうした結果の背景要因は一つではないであろうが、学生相談カウンセラーの専任化、常駐化は大きな役割を果たしていると考えられる。全体的に相談対応時間数が増えることで、学生の相談にもコンスタントに応じやすくなるし、特に教職員と学生相談カウンセラーの連携は、カウンセラーが非常勤のみである場合と比べ専任で常駐している場合の方が、より行いやすいためであろう。

### 3) 学生の相談における「主な問題」の内訳

学生による相談の「主な問題」を「精神保健」、「性格・対人関係」、「進路・修学問題」、「生活上の問題」、「その他」に分類し、全体の来談実数(学生)における割合を算出した。なお、来談者の相談内容が上記カテゴリーのうち複数にまたがると思われるケースもあるが、その場合は最も主要な訴えの内容によって、いずれか1つのカテゴリーに同定した。

学生全体においては、「精神保健」は平成25年度において割合が減る一方、「進路・修学問題」は平成25年度に割合が増加するという変化がみられた(図7)。

次に、学年別に「主な問題」の割合を図8にまとめた。1年生については、平成25年度の「精神保健」の割合が平成24年度と比べ半分になり、代わりに「性格・対人関係」の割合が約2倍となっていた。「生活上の問題」の割合も、平成25年度は若干(10%)増加していた。「進路・修学問題」は、両年においてはほぼ一定の割合で存在した。2年生については、平成24年度はゼロであった「進路・修学問題」が平成25年度には36%に増えたことが特徴的であった。3年生についても、平成24年度は2年生と同じくゼロであった「進路・修学問題」の割合が、平成25年度には数値として高くはないが見受けられた。また、「性格・対人関係」が平成25年度には割合の半分と多くを占めるようになったのも特徴と思われた。「精神保健」の割合は平成25年度に

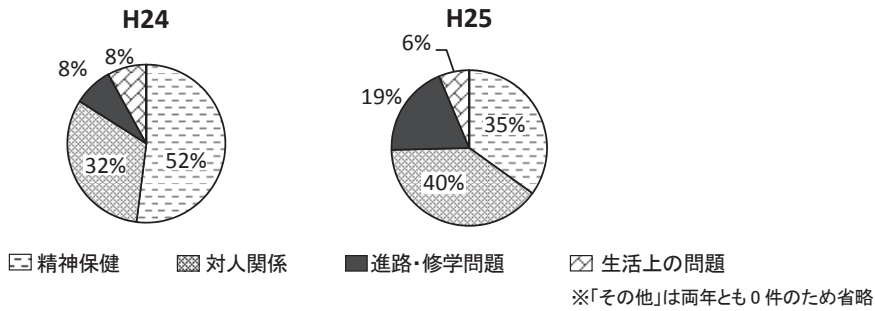


図7 年度別にみた学生の相談における「主な問題」内訳

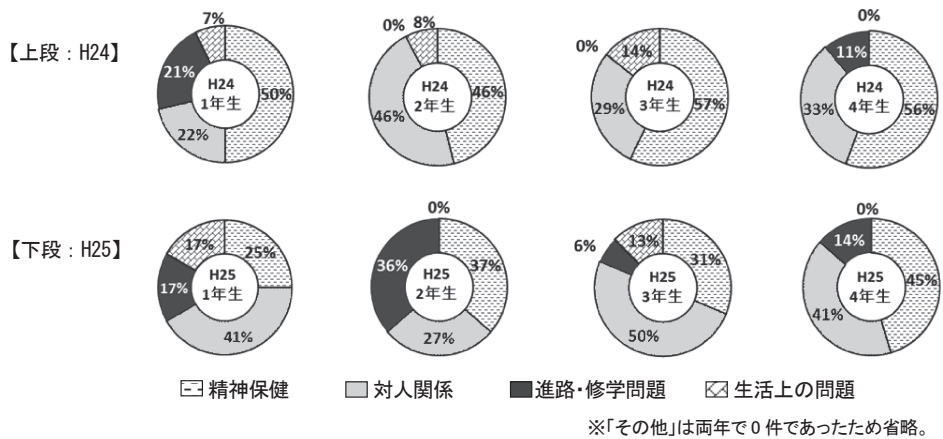


図8 学年別 学生来談者「主な問題」の割合

はかなり減少し（26%減）、「生活上の問題」の割合は両年でほぼ一定であった。4年生については、両年で主な問題の内訳がほぼ同様であった。

このように、学生の来談者全体として、また、2年生・3年生の段階で「進路・修学問題」に関して平成25年度での対応が増えているのは、先に述べたように平成25年度からのカウンセラー専任化・常駐化に伴い、教員や学内にある他の学生支援窓口との連携が行いやすくなり、結果として進路・修学上の問題を抱えた学生の学生相談室利用が増えたという変化を示唆していると考えられる。しかしながら同時に、修学面で課題を抱える学生の入学が増えているという可能性もあり（例えば発達障がい背景にあるなど）、この傾向については今後も分析を続けていく必要がある。

## 5. まとめと今後の課題

本研究は、学生相談室カウンセラーの専任化・常駐化、および相談室増室前後の来談状況を比較することで、学生相談室における相談活動の実状と今後の課題を考察することであった。

学生相談室カウンセラーの専任化・常駐化、および相談室増室によって、本学の学生相談対応数は増加し、特に教員や他の学生支援の部署との連携が円滑になりつつあること、さらに、

相談内容についても扱う領域が広がり、学生生活上のテーマ、特に進路・修学上の問題に対する支援の幅が広がったと考えられた。大学における学生相談の本質は、学生の心理的支援・成長の支援を基盤とした教育支援活動であることを踏まえると、このような変化は意義深いものと考えられる。カウンセラーの専任化は、学生相談機関がさらに発展するための足掛かりであるが、それは、カウンセラーの勤務体系が組織における権限、裁量、可動域に大きく影響を及ぼし、学生への支援の継続性を保証するからにはほかならない（坂本，2014）。常勤カウンセラーと非常勤の違いは、単に勤務時間の長さだけではない。常時学内にいて相談活動を行えることによって、学生の相談により多く応じられるだけではなく、その周囲の教職員や学外の機関との連携も取りやすくなることを意味する（佐藤，2014）。

ただ、人員が充実化したこと、相談室が増えたことは良い変化ではあるが、それで安心してしまっているのではなく、学生により貢献できる学生相談体制の模索を続けていかなくてはならないであろう。本学の学生相談室は「よろず相談」を掲げ、気軽に利用してもらいたい旨、ポスターやリーフレット等で学内に情報発信しているが、いまだ敷居が高いと感じている学生も少なくはないであろう。中には、学生相談を利用しようか否か、相当の悩みと勇気をもって学生相談室の受付を尋ねる学生もいると思われる。そうした学生にとっては、ようやく受付を訪れたまさにその時に相談の受付をしてもらえるかどうか、その後の相談に繋がる重要な分かれ目であるといえる。そのため「受付担当者の常駐化」も、推進していく必要のある課題の一つである。

また、「学生相談機関ガイドライン」（日本学生相談学会，2013）では、学生相談機関の役割について①個別の心理的支援、②発達促進的・予防教育的役割、③教育環境整備への貢献、④危機管理活動への貢献を挙げており、全学コミュニティを対象とした活動が重要であるという。カウンセラーによる個別の相談はもちろんのこと、必要に応じて教職員とのさらなる連携を深め、また、学内全体の学生相談への関心やスキルを高めていくことも重要な課題である。こうした課題を進めていくため、過去にも本学では学生相談室による様々な研修会が行われているが、直近の動向としては平成26年3月の教職員研修会で「チューターによる学生相談」をテーマに研修を行った。今後の研修では、学生の心理的な問題についての動向や理解を伝えることも大切であるが、それを踏まえて我々教職員は一人ひとりの学生にどう対応していくのかについて、より実践的な理解を深め、支援力を高めていけるような働きかけを継続して行っていきたいと考える。

その他、ハード面についての課題もある。相談室は増設に伴い2号館2階から5階に移転したが、多くの学生が通る廊下の一角に位置し利用者にとっては人目が気になること、受付（1階の保健室）とはかなり階が離れており、また転落事故防止の配慮が欠かせない5階に位置していることなどから、相談室の環境として安全性、利便性を高めていく必要がある。例えば、修学上の問題へより充分に対応していくために、他の学生支援部署と協働体制が図れるよう、総合的な学生支援センターといった施設が新設され、その一角に学生相談室が入るといった形も効果的であると考えられる。

最後に本研究の問題点、限界点として、まず2年間というごく限られた期間のデータによる比較検討であることが挙げられる。平成24年度以降にデータ集積の積極的な改善を試み、集計方法の合理化を選択したためではあるが、今後も来談状況に関するデータの蓄積と分析を行っていく必要がある。また、その他様々な背景要因が今回の結果に関連している可能性があるが、それらについては検討できていない。考えられる複数の要因を扱い、適切に分析していくことは困難な作業であるかもしれないが、今後の研究ではどのような要因がどのような動向に関連しているのかを詳細に考察できることが望ましいであろう。

## 引用文献

- 早坂浩志・佐藤 純・奥野 光・安部千香子 (2014). 『2012年度学生相談機関に関する調査報告』の付表の追加およびお詫びと訂正 学生相談研究, 34, 246-259.
- 広島文教女子大学学生相談室 (2003). 学生相談 広島文教女子大学 学生相談室報告書, 1.
- 広島文教女子大学学生相談室 (2006). 学生相談 広島文教女子大学 学生相談室報告書, 2.
- 広島文教女子大学学生相談室 (2007). 学生相談 広島文教女子大学 学生相談室報告書, 3.
- 広島文教女子大学学生相談室 (2010). 学生相談 広島文教女子大学 学生相談室報告書, 4.
- 広島文教女子大学学生相談室 (2012). 学生相談 広島文教女子大学 学生相談室報告書, 5.
- 福盛英明・山中淑江・大島啓利・吉武清實・齋藤憲司・池田忠義・内野悌司・高野 明・金子玲子・峰松修・苫米地憲明 (2014). 大学における学生相談体制の充実のための「学生相談機関充実イメージ表」の開発 学生相談研究, 35, 1-15.
- 日本学生支援機構 (2007). 大学における学生相談体制の充実方策について (要旨)―「総合的な学生支援」と「専門的な学習相談」の「連携・協働」― [http://www.jasso.go.jp/gakusei\\_shien/documents/jyujuitsuhosaku\\_gaiyo.pdf](http://www.jasso.go.jp/gakusei_shien/documents/jyujuitsuhosaku_gaiyo.pdf)
- 日本学生相談学会 (2013). 学生相談機関ガイドライン <http://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/2013/07/71d76bdabf2d5f7c3c4cdc615c272a5a.pdf>
- 坂本憲治 (2014). 非専任カウンセラーが学内の協働関係を構築するための‘構え’ 学生相談研究, 35, 44-55.
- 佐藤 純 (2014). 学生相談の現状と課題―学生相談体制の整備・充実の検証― 日本学生支援機構 学生支援の最新動向と今後の展望―大学等における学生支援の取組状況に関する調査 (平成25年度) より― pp. 83-92 [http://www.jasso.go.jp/gakusei\\_plan/documents/h25torikumi\\_houkoku.pdf](http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/documents/h25torikumi_houkoku.pdf)
- 鈴木英一郎 (2013). 学生相談に関する近年の研究の動向―2012年度の文献レビュー― 学生相談研究, 34, 167-178.
- 吉武清實・大島啓利・池田忠義・高野 明・山中淑江・杉江 征・岩田淳子・福盛英明・岡 昌之 (2010). 2009年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究, 30, 226-271.

—平成27年1月31日 受理—